

岐阜県教職員組合 臨時教職員対策部

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和6年8月5日 15時30分～

会 場 1703会議室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 岐阜県教職員組合 あいさつ
3. 要望にかかる質疑
4. 団体交渉の終了（17：00）

# 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合臨時教職員対策部 (令和6年8月5日)

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
1	臨時的任用職員・任期付採用職員に関して、以下のことを要望します。	
(1)	<p>臨時的任用職員の給与について、「総務省マニュアル」では「常勤職員と同等の職務の内容や責任を有する場合、下位の級に格付けを行うといった取扱いは改める必要があることに留意ください」とあります。</p> <p>この通知に従い、臨時的任用職員を2級格付けで任用してください。</p>	<p>本県では、岐阜県公立学校教員採用試験により採用された者を「教諭」として任用（格付け）しています。</p> <p>また、本県では育児休業の代替職員には任期付職員を、それ以外の休業の代替職員には臨時的任用職員を任用していますが、任期付職員、臨時的任用職員は「講師」として任用（格付け）しています。</p>
(2)	<p>2022年8月1日の臨時教職員対策部との団体交渉で県教育委員会は、「任期付採用職員は本務者として採用しております」と回答しています。</p> <p>本務者である任期付採用職員を2級格付けで任用してください。</p>	<p>引き続き、教諭と講師の職務の内容や責任の違い、並びに他県の任用・格付け状況を踏まえて検討してまいります。</p>
(3)	<p>小中の雇入れ時健康診断は、正規教職員や県立の常勤講師と同様に、労働安全衛生規則第43条で実施を義務付けられている事業者である県が費用を負担してください。</p>	<p>労働安全衛生法上の事業者は、市町村教育委員会であり、費用負担については、解答できないことをご理解ください。</p>
(4)	<p>臨時的任用職員・任期付採用職員が志望しやすい環境を整備するため、「内定は正規職員の内示日より前に伝えられない」とせず、分かり次第連絡してください。</p>	<p>臨時的任用職員や任期付採用職員の配置校につきましては、正規職員の異動の内示をすることで必要とする学校が決まるため、正規職員の内示日より前にすることは困難です。正規職員の内示日後速やかに連絡できるよう配慮してまいります。</p>
2	すべての非常勤講師に関して、以下のことを要望します。	
(1)	<p>報酬単価を大幅に増額し、会計年度任用職員の生活を保障してください。</p>	<p>報酬額については、業務内容の性質等を勘案して定めております。</p> <p>報酬の増額については、会計年度任用職員全体の問題として知事部局と協議し、適切に判断していきたいと考えています。</p>
(2)	<p>常勤職員の給与が改定された場合、会計年度任用職員の定額報酬も改定の取扱いに準じて改定し、4月に遡って差額を支給してください。</p>	
(3)	<p>年次休暇について、「教職員の働き方改革プラン」の「年次休暇の取得促進」では取得日数の数値目標と現況値が公開されています。</p> <p>非常勤講師も同様に取得日数の数値目標を設定し、現況値を「教職員の働き方プラン」で公開できるようにするため、年次休暇の取得状況を県教育委員会は把握してください。</p>	<p>非常勤講師の年次休暇につきましては、任用形態や勤務年数等によって異なるため、取得日数の数値目標や現況値を公表することは難しいです。</p>

# 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合臨時教職員対策部 (令和6年8月5日)

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
(4) 年次休暇や夏季休暇などの有給休暇を取得すると年間総勤務時間数が減るため、取得しづらいのが実態です。 有給休暇を取得しても年間総勤務時間数が減らないように、有給休暇に係る報酬を予算化してください。	財政状況が厳しい中、できる限り多くの学校の要望に沿えるように時間数を配当しております。現状で、有給休暇の時間数を上乘せし、一人当たりの配当時間数を増やすことは難しい状況であることをご理解ください。
(5) 期末手当・勤勉手当の支給条件にある「一週間の勤務時間数」は、社会保険や雇用保険、年次休暇等の適用基準の場合と同様に、勤務条件通知書に記載された「一週間の勤務時間数」(義務制においては「授業時間数等」として)してください。	期末手当・増額報酬について、「年間の総勤務見込時間」を「全任用期間の総日数」で除した「1週間当たりの正規の勤務時間」に基づいて支給対象を判断していることをご理解ください。
(6) 非常勤講師を志望しやすい環境を整備するため、「内定は正規職員の内示日より前に伝えられない」とせず、分かり次第連絡してください。	小中学校においては、加配決定後に面談時に確認をした具勤務可能な時間等の範囲内となるよう調整しています。そのため、内示日より前に勤務校等についてお伝えすることは難しいですが、任用の有無については、内示日にかかわらず通知をしています。できうる限り速やかに対応していることをご理解ください。 高等学校・特別支援学校においては、正規職員の内示日より前に非常勤の時間数を確定させるため、わかり次第連絡できるようにしております。
3 小中学校の非常勤講師に関して、以下のことを要望します。	
(1) 昨年度、年間総授業時数が35週を超えたため、時間割通り授業を行ったにも関わらず報酬が支給されなかった事例があります。中教審は2024年6月17日に、標準授業時数を大幅に上回る教育課程編成を見直すよう提言し、「大幅に上回る時間とは年間1086単位時間以上」としています。これは37.45週にあたります。 この目安を踏まえ、年間総勤務時間数も37.5週分とすることで、時間割通り授業を行ったにも関わらず報酬が支払われないといったことが起こらないようにしてください。	年間の総授業時間数について、標準時間数を大幅に上回ることがないよう、市町村教育委員会を通して指導をしているところです。また、各学校に対しては、配当された時間数をもとに、予め1年間の勤務時間を割り振るよう指示しているところです。会計年度任用職員の方の総勤務時間数が、配当した時間を超えることがないよう、引き続き指導してまいります。 なお、会計年度任用職員非常勤講師の配当時間につきましては、財政状況が厳しい中、できる限り多くの学校の要望に沿えるように配当しております。現状で一人当たりの配当時間数を一律に増やすことは難しい状況であることをご理解ください。
(2) 準備等の時間について、以下のことを要望します。	
①教科等担当非常勤講師の準備等の時間は、週の授業時間数の3分の1にしてください。	会計年度任用職員非常勤講師の配当時間につきましては、財政状況が厳しい中、できる限り多くの学校の要望に沿えるように配当しております。現状で一人当たりの配当時間数を一律に増やすことは難しい状況であることをご理解ください。

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合臨時教職員対策部 （令和6年8月5日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
	<p>②今年度も、準備等の時間が週の授業時間数の4分の1とされていない非常勤講師がいます。 週の授業時間数の4分の1の時間を準備等の時間として勤務時間に必ず加えて下さい。</p>	<p>一昨年度の加配の要望時から、授業時間に加えて4分の1以内で必要な準備等の時間を含めて要望することとしています。 引き続き、準備等の時間を含めた必要な時間を要望するよう、周知してまいります。</p>
	<p>③5月に動画視聴による「会計年度任用職員を対象とした研修」が行われましたが、勤務が追加されたにも関わらず準備等の時間の追加はありませんでした。 研修を行うときは、研修に必要な勤務時間数を追加してください。</p>	<p>会計年度任用職員非常勤講師については、財政状況が厳しい中、できる限り多くの学校の要望に沿えるように配当しております。現状で一人当たりの配当時間数を一律に増やすことは難しい状況であることをご理解ください。</p>
(3)	<p>免許外教科担任解消非常勤講師の週の授業時間数は、8時間が「条件」とされています。 この8時間は上限ではなく「免許外教科担任を解消するために必要な時間数を要望できる」ことを各学校に周知してください。また、要望に応じられる予算措置を取ってください。</p>	<p>免許外教科担任非常勤講師につきましては、申請する教科によって必要時間が異なります。一方で、免許外教科担任解消非常勤講師の予算にも限りがあるため、条件として8時間と示しています。 8時間を超えて必要な場合は、各学校の加配要望の際に市町村教育委員会に相談するよう、周知してまいります。</p>
(4)	<p>初任研校外研修後補充の勤務時間は1日7時間、年間98時間が上限になっています。しかし「準備・処理」の時間は授業時間の3分の1以内にならなければならない（所謂「3分の1ルール」）ため、5時間授業をすると「準備・処理」は1時間40分が限度で朝・帰りの会や給食・掃除指導をすると「準備・処理」の時間が不足します。 「3分の1ルール」を撤廃して1日7時間の勤務ができるようにするか、朝・帰りの会や給食・掃除指導など児童・生徒に関わる勤務は授業扱いにしてください。</p>	<p>初任者校外研修後補充の勤務については、1日7時間、年間98時間が上限です。 後補充の方の準備等の勤務の実態を踏まえ、検討してまいります。</p>
(5)	<p>任用時に、非常勤講師の勤務や休暇の種類や取得について当該職員に対し文書で説明し、取得を推進してください。</p>	<p>「年次休暇」について「岐阜県教育委員会会計年度任用職員 非常勤講師年次休暇付与日数確認シート」を活用し、当該職員に交付しているところです。また、「会計年度任用職員制度における事務手続きの手引き」は各学校へ配布しております。 各学校において、非常勤講師の方の手に届くよう、指導してまいります。</p>
(6)	<p>今年度から夏季休暇の使用期間が10月31日まで延長されました。しかし、夏季休業中には授業がないため、どのように取得すればいいかわかりづらいのが実態です。 非常勤講師に夏季休暇取得方法について、具体的に例示してください。</p>	<p>夏季休暇を含め、特別休暇については、「会計年度任用職員制度における事務手続きの手引き」にて示しており、各学校に配布しています。 必要に応じて取得していただくようお願いいたします。</p>

## 団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合臨時教職員対策部（令和6年8月5日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
(7) 2023年「岐阜県教育委員会 会計年度任用職員 非常勤講師の勤務について」(別紙)には、「定めた勤務時間数を原則とするが、特段の事情で勤務時間数を変更しなければならない場合は、その時点で教育事務所と協議をしてください」と記載されています。 この「特段の事情」の具体例を教えてください。またそれを各学校に周知してください。	各学校には、準備の時間を含めた計画と、適切な労務管理をするよう指導しております。 別紙に示した特段の事情とは、自然災害、転入等による児童生徒数の急増等により、年度当初とは大きく状況が異なる場合を想定しています。
(8) 勤務時間の割振りにあたっては、事前に当該職員の要望（勤務の曜日、時間帯等）を聞くよう各学校に周知してください。	任用における面談時に、勤務可能な時間等を確認した上で、できる限りその範囲内となるよう勤務先を調整しています。
(9) 希望する非常勤講師に校務用PCおよびタブレットを貸与してください。(文書回答のみ)	市町村立小中学校の備品等については、市町村教育委員会が管理していますので、回答できないことをご理解ください。
(10) 次年度の任用がなくなるおそれがあるときは、遅くとも2月末までに通知してください。	小中学校においては、加配決定後に面談時に確認をした員勤務可能な時間等の範囲内となるよう調整しています。任用の有無については、内示日にかかわらず通知をしています。できる限り速やかに対応していることをご理解ください。
(11) 今年度から、非常勤講師の雇入時健康診断では医師の証明が不要となり、X線は受診結果のコピーで可となりました。 このことを今後は募集時において周知してください。	会計年度任用職員非常勤講師の方については、任用が決まった方に必要書類の提出を依頼しております。
(12) 小中非常勤講師登録を年間を通じてWEBおよび書面で簡易にできるようにしてください。	新規の会計年度任用職員非常勤講師の登録については、公募期間に調書を教育事務所に持参することとしています。 また、公募期間以外でも、教育事務所にお問い合わせいただくようにしております。
4 県立の会計年度任用職員および非常勤講師に関して、以下のことを要望します。	
(1) 一人で教科・科目を担当する非常勤講師は、考査問題の作成・採点などすべての成績業務を担当しています。 一人で教科・科目を担当する非常勤講師の勤務実態を調査し、他の職員による援助とともに費用負担を含めて対策を講じてください。	教科等担当非常勤講師につきましては、どの教科につきましても週の授業時間数に基づいて時間数を配当しており、予算上時間数を増やすことは困難です。他教科の教員など学校全体で援助するよう配慮してまいります。
(2) 小規模校で農業実習を担当する非常勤講師は、農園管理などの負担がとても大きく、配当された勤務時間数ではおこなえないことが通常です。 農園管理などについて他の職員が援助する体制をつくとともに、報酬の支給を含めた対策を講じてください。	教科等担当非常勤講師につきましては、どの教科につきましても週の授業時間数に基づいて時間数を配当しており、予算上時間数を増やすことは困難です。農業科や他教科の教員など学校全体で援助するよう配慮してまいります。

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合臨時教職員対策部 (令和6年8月5日)

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
(3) 年間授業計画で発表会などを計画している非常勤講師の授業には、その準備などの業務が普段の授業以外に必要です。その発表会などの計画を調査し、実施に当たり他の職員が援助する体制をつくとともに、報酬の支給を含めた対策を講じてください。	教科等担当非常勤講師につきましては、どの教科につきましても週の授業時間数に基づいて時間数を配当しており、予算上時間数を増やすことは困難です。他教科の教員など学校全体で援助することができるよう配慮してまいります。
(4) 年間を通して勤務する特別非常勤講師は、教科等担当非常勤講師と同様に年間授業を担当しています。 特別非常勤講師の週1コマの年間勤務時間数を、教科等担当非常勤講師同様に45時間にしてください。	特別非常勤講師は、年間を通じて教科全体を指導しないことから、教科担当非常勤講師との差異化を図っており、予算上、教科担当非常勤講師と同様の時間配当は困難です。
(5) 定通手当に相当する手当を創設し、支給してください。	会計年度任用職員(非常勤講師)に支給することのできる報酬等は地方自治法に定められており、今後の国の動向などを注視して参ります。
(6) 任用後1か月以内にPCとタブレット使用の希望を調査し、希望する非常勤講師に早急に貸与してください。	非常勤講師として利用できる校務用パソコンを各学校に4台、授業を持たない教員と非常勤講師が利用できるタブレット端末を対象職員人数に応じて5~40台ずつ共用として整備しています。適宜ご利用ください。なお、非常勤講師共用パソコンの追加整備については、財政課と協議しています。
(7) 非常勤講師の場合、校内で利用できる校務用PCが少ないため個人のPCで授業準備をしています。 個人PCでも学校内Wi-Fiが使えるようにしてください。	校務用パソコンの代替として私物パソコンを学校のネットワークへ接続することは、情報セキュリティ違反となります。 非常勤講師共用として整備してあります各学校4台の校務用パソコンやタブレット端末を利用してください。なお、非常勤講師共用パソコンの追加整備については、財政課と協議しています。
(8) 任用時に、次のことについて管理職に周知してください。	各非常勤講師に配当している年間の時間数には、教科会などの打合せをする時間も含まれています。また、休暇制度の説明書につきましては、任用関係書類の説明書と一緒に各学校へ配付し、任用時に非常勤講師に配付をするように連絡しております。校長会などをとおして、引き続き周知してまいります。
①授業をするために必要な説明と教科等の打ち合わせを行うこと。	
②休暇制度の説明書を配布し説明すること。	
(9) 次年度の任用がなくなるおそれがあるときは、遅くとも2月末までに通知してください。	各校の非常勤講師につきましては、正規職員の異動の内示をすることで必要とする教科や時間数が決まるため、正規職員の内示日より前に通知をすることは困難です。正規職員の内示日後速やかに連絡できるよう配慮してまいります。
(10) 受診できる定期健康診断の診断項目を、常勤職員と同様にしてください。(文書回答のみ)	令和4年度から、週勤務29時間以上の会計年度職員についても検査項目を拡充し、常勤職員と同様の検査を実施しております。週勤務29時間未満の会計年度職員については、感染症法、学校保健安全法に定められた胸部X線検査の他に、労働安全衛生規則に定められている検査項目のうち、血液検査や尿検査等は希望すれば受けることができます。

## 団 体 交 渉 回 答 要 旨

岐阜県教職員組合臨時教職員対策部（令和6年8月5日）

岐阜県教育委員会

	要 望 事 項	回 答
5	教員不足の解消と受験者の負担軽減に関して、以下のことを要望します。	
(1)	年度当初に教員の未配置がないように採用候補者名簿を作成してください。	採用予定数については、児童生徒数、学校数・学級数、退職者数等の長期的な見込みをもとに、年度による採用予定数の増減が小さくなるよう配慮し定めています。 また、小中学校において、採用予定数に対して不足が生じる恐れがある場合に、補欠合格者を正規採用としています。 県立学校につきましても、補欠合格者について検討してまいります。
(2)	経験豊富な臨時教員の特別選考を検討してください。	小中学校において、令和6年度採用岐阜県公立学校教員採用選考試験では、前年度本県の教員採用試験第1次選考に合格し、本県で常勤講師として勤務している者や令和2年4月1日～令和5年3月31日までに24月以上本県の公立学校で常勤講師をしている者を、第1次選考試験を免除するなど本県で活躍している常勤講師が、受験しやすいようにしています。 今後も岐阜県で活躍する常勤講師が、勤務しながら採用試験を受験できるよう努めてまいります。
(3)	継続常勤講師の1次免除を高校、特別支援学校にひろげてください。また免除条件の勤務校を県外や私立にひろげてください。	高等学校や特別支援学校においては、より教科の専門性が必要となるため、第1次選考試験での筆記試験を課しており、1次免除とすることは困難です。 免除条件の内容につきましては、よりよい人材が確保できるよう、今後も検討してまいります。
(4)	奨学金返還補助制度を全校種に拡大してください。	県の財政上、今年度は小学校と中学校での実施としておりますが、高等学校や特別支援学校など、全校種に拡大できるよう努めてまいります。